

柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 指摘事項に対する回答一覧表
(有効性評価、重大事故等対処設備関連)

No.	審査項目	会合実施日	指摘事項	回答状況	資料No.	頁	回答内容
1	有効性評価	2017/2/2	TBPシーケンスにおいて、余裕時間を適切に見積もった評価結果を説明すること。	本日回答	資料1-6	・添2.3.4.3-1～添2.3.4.3-3	有効性評価 2.3.4「全交流動力電源喪失(外部電源喪失+DG喪失)+SRV再閉失敗」添付資料2.3.4.3 減圧・注水開始操作の時間余裕について」にてご説明します。
2	有効性評価	2017/2/2	DFを変化させた場合において、Cs137の放出量、中操での被ばく等の評価結果を説明すること。	本日回答	資料1-7	有効性評価補足資料 ・44-1, 44-参照-1～31 ・45-1～7, 45-参照-1～6	「重大事故等対処設備について(補足説明資料) 「44. 原子炉格納容器の漏えい孔におけるエアロゾル粒子の捕集係数について」及び「45. 原子炉格納容器漏えい孔におけるエアロゾルの捕集係数(DF)を変更することによる評価結果への影響について」にてご説明します。
3	有効性評価	2017/2/2	ファンネルに対する設備対策又はサンプル同様の浸食評価を実施すること	本日回答	資料1-7	P40-15, 31	有効性評価 補足説明資料「40 コリウムシールドに期待した場合のMCCIの影響について」にて対策及び評価結果をご説明します。
4	有効性評価	2017/2/2	ドレン配管内の凝固評価に関して、EPRI/FAI試験の適用性について説明すること。	本日回答	資料1-7	P40-28～30	有効性評価 補足説明資料「40 コリウムシールドに期待した場合のMCCIの影響について」にて適用性をご説明します。
5	有効性評価	2017/2/2	溶融炉心の堆積高さに関して、ポロシティの影響による堆積増を踏まえて、コリウムシールドの高さの妥当性(又は越流した溶融炉心によるサンプルの浸食評価)を説明すること。	本日回答	資料1-7	P40-22～24, 26	有効性評価 補足説明資料「40 コリウムシールドに期待した場合のMCCIの影響について」にて越流した溶融炉心によるサンプルの浸食評価についてご説明します。
6	有効性評価	2017/2/2	SFPの水が全抜けした場合の冷却評価の床の境界条件について、ヒートシンクの設置について説明すること。	本日回答	資料1-8	P1.016-1～18	技術的能力 添付資料1.0.16「重大事故等発生時における停止号炉の影響について」にてご説明します。
7	SA設備	2017/2/2	炉心損傷後のベントについては、2Pdまでに確実に実施できるように余裕時間を多く見積もった手順を説明すること。	本日回答	資料1-2	P501-512	「資料1-2 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 重大事故等対処設備について」にてご説明します。
8	SA設備	2017/2/2	ベントを早期に実施する場合と遅らせる場合のメリット、デメリットを説明すること。	本日回答	資料1-2	P513	「資料1-2 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 重大事故等対処設備について」にてご説明します。
9	SA設備	2017/2/2	格納容器圧力逃がし装置の隔離弁の遠隔操作についてもSA設備と位置づけること。	本日回答	資料1-2		「資料1-2 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 重大事故等対処設備について」にてご説明します。
10	SA設備	2017/2/2	格納容器二次隔離弁バイパス弁について、人力以外の駆動方法についても検討すること。	本日回答	資料1-2		「資料1-2 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 重大事故等対処設備について」にてご説明します。
11	SA設備	2017/2/2	フィルタ装置への薬液注入の作業における被ばく線量の低減について検討すること。	本日回答	資料1-2		「資料1-2 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 重大事故等対処設備について」にてご説明します。
12	SA設備	2017/2/2	大容量送水車のポンプヘッドの能力を向上させること	本日回答	資料1-9	ご説明事項⑫ 大容量送水車の取水ポンプ性能について	「資料1-9 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 重大事故等対処設備の一部変更について」にて、大容量送水車の取水ポンプの揚程についてご説明いたします。
13	—		荒浜側防潮堤を自主としたことによる重大事故等対象設備への影響について	本日回答			「資料1-2 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 重大事故等対処設備について」のうち、57条(燃料設備)、60条(監視測定設備)及び62条(通信連絡設備)並びに「資料1-3 重大事故等対処設備について(補足説明資料)」のうち、41条(火災)、共通事項、57条、60条及び62条について、緊急時対策所を5号炉原子炉建屋内としたことに伴い、変更を行いました。